

抽出された「観光活性化標識ガイドライン」に対する主な意見とそれに対する国土交通省の考え方

頂いたご意見	国土交通省の考え方
<p>■「第1章 観光情報の提供における案内標識の役割」について</p> <p>○「3. 案内標識の役割」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指示標識」「同定標識」「図解標識」の各表現はなじみが薄く分かりにくいので、それぞれの説明をすべきではないか。 ・「指示標識」「同定標識」「図解標識」の3種類以外の標識についても、その観光地の実情を踏まえて、適宜種類を増やす必要がある。 <p>■「第2章 観光活性化のための案内標識整備の基本的考え方」について</p> <p>○「1. 基本方針（1）メディア相互の補完」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標識のデザイン以前に、観光活性化の視点から情報伝達の全体像および標識の位置づけを整理する作業が不可欠となることから、情報のデータベース化により、案内標識のデータとWEB、マップ等他メディアの情報との相互利用を図る必要があることに言及すべきではないか。 ・情報管理・更新・修正のしくみづくり（組織・経費の担保など）が不可欠であることに言及する必要がある。 ・標識の最小限設置をする場合は、マップやホームページなどによる情報が重要となってくるので、各メディア毎の詳細な検討事項について言及すべきではないか。 <p>○「1. 基本方針（2）地域特性に応じた観光情報の提供」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所（有人の情報拠点）など観光地の情報拠点となる場所が重要であることに言及すべきではないか。 	<p>○観光活性化標識ガイドライン検討会報告書P15に記載している表現を別途補足する。</p> <p>○あくまで概念として整理しているものであり、基本的に、大分類としてこの3種に集約できると考えている。</p> <p>○管理のための手法として、データベース作成等を別途補足する。</p> <p>○同上。</p> <p>○あくまで標識のガイドラインであり、各メディア毎の検討事項の整理については、今後の課題とする。</p> <p>○別途補足する。</p>

頂いたご意見	国土交通省の考え方
<p>○「2. 案内標識の計画・設置と管理 （1）総合的なマネジメントの組織づくり」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標識のコントロールや管理を実効的なものとするためには、協議会とあわせて日常的に管理運営する実践の主体が不可欠であることに言及すべきではないか。 <p>○「3. 案内標識の表示方法（1）表記方法」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語や英語（ローマ字）表記等の各言語における施設の名称等の具体的な表記については、当該施設管理者の協力により明確化し、地域で統一して用いるよう努める。特に英語（ローマ字）表記については、訳によってブレが生じやすいことに留意すべきではないか。 ・既にJIS化されているので、「一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号」ではなく、上位の規程を述べるべきではないか。 ・ピクトグラムについては、地域性を考慮した、独自のシンボルマークやイメージカラーなどを設定することを言及すべきではないか。 <p>○「3. 案内標識の表示方法（2）レイアウト」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の中で、基の資料の数値が小さすぎるとの意見があったことから、図Ⅱ-15中の「小サイズ」は削除すべきではないか。 	<p>○日常的な管理運営のための組織が「地域のマネジメント組織」であると考えている。管理における役割については、別途補足する。</p> <p>○別途補足する。</p> <p>○標準案内用図記号のうち一部（推奨度Cのものなどを除く。）がJIS化されている点を別途補足する。</p> <p>○ピクトグラムは視覚言語のひとつであり、多くの人に理解されることが重要である。よって、本ガイドラインでは、地域独自で作成したイラスト等は推奨していない。</p> <p>○使用上の注意を別途補足する。</p>

頂いたご意見	国土交通省の考え方
<p>■「第3章 主に観光客を対象とする案内標識に関して留意すべき事項」について</p> <p>○「1. 観光客の誘導形態に応じた案内標識の設置」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示した例のほか、それぞれの複合形も考えられること、および誘導形態のほか観光客が立ち止まる場所を抽出し、観光客の行動形態も念頭に置いて案内標識の配置を計画することに言及すべきではないか。 <p>○「2. 情報掲載基準の作成」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光情報の表記対象（施設）検討にあたっては、来訪者の多寡や、主体（官か民か）といった整理にとどまらず、地域の観光活性化方針と連携させて決定していくことが必要であることに言及すべきではないか。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインは歩行者系の標識のみが対象となっているが、実際には自動車など車両によるアクセスが考えられる地域については、車両系の案内標識についても配慮する必要がある。 ・ 実際に標識を整備する際にその土地毎の具体的な留意点（幹線道路や公共交通機関からのアクセス等）にも配慮する必要がある。 	<p>○あくまでモデルを例示しているだけであり、基本的には、各観光地ごとに特性に応じた誘導形態を設定すべきと考えている。</p> <p>○別途補足する。</p> <p>○観光客は様々な案内標識を区別なく利用することから、本ガイドラインでは車両系の案内標識も含めた共通の留意すべき事項を取りまとめている。 なお、本ガイドラインは「「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」の提言」等を十分に踏まえて作成している。</p> <p>○地域特性に応じた観光情報を提供するための留意点として別途補足する。</p>